

赤い羽根共同募金公募助成事業実施要綱

(目的)

第1条 本助成事業は社会福祉法人栃木県共同募金会鹿沼市支会（以下、「支会」という）が定める会則に基づき、赤い羽根共同募金への寄附金を活用し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、さまざまな地域福祉の課題解決に取り組む民間団体に対し、地域の人々がお互いに助け合って「じぶんの町を良くする」ために地域福祉の推進に取り組む団体の活動について助成することを目的とする。

(助成対象団体)

第2条 次の各号の要件を満たした団体を対象とする。

- (1) 鹿沼市内で活動する民間の非営利団体であること。（法人格の有無は問わない）
- (2) 福祉活動を目的とした団体であること。
- (3) 3名以上で構成されていること。
- (4) 組織の運営に関する規則（会則、定款等）があり、事業内容、会計情報を公開できること。
- (5) 団体の自主財源（会費、参加費、寄附金等）の確保に努め運営していること。
- (6) 設立から1年が経過していない団体については、申請の時点で活動の実態があり、その実績を示すことができること。
- (7) 団体名義または団体代表者名義の金融機関預貯金口座であり、会計上、団体活動との整合性が認められること。
- (8) 鹿沼市社会福祉協議会より他の助成金を受けていないこと。
- (9) 政治活動及び宗教活動のために勧誘や周知等を主たる目的とした活動ではないこと。
- (10) 反社会的勢力及び反社会的活動と密接な関わりがある団体でないこと。

(助成対象事業)

第3条 本要綱に定める地域福祉活動に取り組み、各号のいずれかに該当する事業を対象とする。

- (1) 地域福祉を推進するための事業。
- (2) 地域福祉を広めるための広報及び普及・啓発事業。
- (3) 地域福祉の向上のための研修事業。

2 次の各号に該当する事業は対象としない。

- (1) 団体の会員のみで行う会食等及び団体のみ利益となるもの。
- (2) 備品または機材等が団体の所有として明確にできないもの。
- (3) その他、審査において不適切と認められたもの。

(助成対象経費)

第4条 助成対象となる経費は、申請事業の実施に必要な経費とする。但し、人件費については対象としない。

(助成対象期間)

第5条 本助成事業を行うために別に定める赤い羽根共同募金公募助成募集要項（以下、「要項」という）における当該年度の4月1日から翌年3月31日までに実施する事業を対象とする。

(助成総額等)

第6条 本助成事業の総額は、募金実績に応じて栃木県共同募金会鹿沼支会運営委員会（以下、運営委員会）が定める。

(助成限度額等)

第7条 助成限度額は第6条に定める総額の範囲とし、1団体に対する助成限度額及び申請の単位は当該年度における要項に定める。

(助成の申請)

第8条 本助成事業において1団体が申請できるのは1申請とし、次の各号に掲げる書類を要項に定める期日までに提出する。

(1) 赤い羽根公募助成事業申請書（様式1）

(2) 定款または会則等

(3) 最新の総会資料または事業報告書及び決算書と事業計画及び予算書の記載がある書類（別紙1）。（決算書についてはできるだけ決算監査を経たもの。）

(4) 役員名簿（団体の代表者、会計の職にある者、監査の職にある者が記載されていること。）

2 申請書提出後、申請事業内容または資金計画等を変更するときは、速やかに本会に変更申請書を提出しなければならない。

(審査)

第9条 申請のあった事業について、地域福祉の推進のために適切な内容であるか及び見込まれる成果が得られるかどうか、また実現性及び必要性に留意し、運営委員会にて書類審査を行うほか、必要に応じてヒアリング調査及び現地調査を行う。

(助成の決定及び通知)

第10条 助成金の交付を決定した時は、当該団体の代表者（申請者）へ通知する。

(助成金の交付及び請求)

第11条 助成金の決定を受けた者は、要項に定める請求書（様式2）を期日までに提出する。

2 前条の請求書を受理した場合はその内容が適正であることを確認のうえ助成金を交付する。

(事業完了報告の提出)

第12条 助成金を受けて事業を実施した団体は、次の各号に掲げる書類を事業完了後すみやかに提出する。

(1) 赤い羽根公募助成事業報告書（様式3）

(2) 団体名義の領収書(写し)

(3) 助成金実施事業の様子がわかる資料(公開可能な写真、パンフレット、新聞記事等)

(助成金の取り消し)

第13条 助成決定の通知を受けた者が、次の各号のいずれかに該当したときは、助成金の全部または一部を取り消す。

(1) 経理状況が極めて不良と認められたもの。

(2) 経理上不都合ありと認められたもの。

(3) 助成決定後に事業を中止または廃止及び一部休止し、事業の遂行する見込みがなくなったと認められたもの。

(4) 助成金を助成決定事業以外に使用したもの。

(5) 事実と相違した助成申請または使途報告を行ったもの。

(6) その他、栃木県共同募金会及び支会の指示に従わず不相当と認められたもの。

(助成金を受けることに関する周知)

第14条 本助成金を受けて事業を実施する場合、事業実施時または事業終了時に赤い羽根共同募金の助成を受けて活用している状況を団体の印刷物及びホームページ等に掲載するなど、寄附者へ幅広く周知するように努める。

(共同募金運動への協力)

第15条 助成金を受けた団体は、支会が実施する共同募金運動に協力するよう努めるものとする。

附 則

この要綱は、令和6年2月1日から施行する。